

(お知らせ)

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律」に係る特定物質の塩について

平成 22 年 4 月 1 日  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成 7 年 4 月 5 日法律第 6 5 号）」（以下「法律」という。）の特定物質の塩につきましては、従前から窒素マスタード類の塩酸塩、サキシトキシンの塩、及びリシンの塩は法律の対象としておりますので、引き続きご注意下さるようお願いいたします。